

## 平成30年第4回北海道議会定例会予算特別委員会（第1分科会）開催状況

開催年月日	平成30年12月 7日（金）		
質問者	日本共産党	真下 紀子	委員
答弁者	環境生活部長	渡辺 明彦	
	環境局長	相田 俊一	
	循環型社会推進課長	近藤 哲司	

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 プラスチックごみ対策等について</b></p> <p>プラスチック海洋汚染に対する関心が非常に高まっております。世界に拡がるプラスチックごみは1億5000万トン以上と言われておりまして、東京湾のイワシや大西洋の深海魚からもプラスチックの破砕片が検出をされております。プラスチックの微細化と、有害化学物質の運び屋としての問題がありまして、人類の生存を脅かしかねない問題として諸外国や関係企業が対策に乗り出しているという状況が生まれています。</p> <p>日本はプラスチックの使用量が処理量よりも大きく、昨年末から実施された中国の固形廃棄物禁輸の影響が当初の予想以上に大きいと指摘をされておりまして、国内に廃プラスチックの山が放置される事態が生じかねないと、ジャーナリストの河野博子さんが東洋経済オンラインで危惧の声を示しております。</p> <p>そこで、プラスチック汚染対策について、以下伺ってまいります。</p> <p><b>（一）道内におけるプラスチックごみの排出や処理の状況について</b></p> <p>道内のプラスチックごみの排出や再生利用など処理の状況はどうなっているのか。一般廃棄物、産業廃棄物、それぞれについてお示してください。</p> <p><b>（二）受け入れ制限の影響の把握等について</b></p> <p>再生利用されているとのことですが、圧倒的に多くはやはり熱利用で、これは温暖化ガスを排出してしまう課題があるわけですね。</p> <p>中国が輸入を禁止したわけですが、環境省が8月に自治体と廃棄物処理業者を対象に、アンケート調査を行っております。自治体の約25%が「保管量が増加し、もしくは基準の上限を超える量が保管されている」と回答しております。また処理業者の約35%が「受け入れ制限を行っている、もしくは検討中」と答えておりますけれども、道内の状況はどのように把握をされているのか、調査が必要ではないかと考えますけれどもいかがでしょうか。</p>	<p><b>（循環型社会推進課長）</b></p> <p>道内の排出の状況等についてであります。事業者から道に報告された産業廃棄物の処理実績などを基に推計しました道内の廃プラスチック類の排出量は、平成27年度で約23万トン、このうち、約14万トンが燃料やプラスチック原材料に再生利用されていると推計しているところであります。</p> <p>一方、一般廃棄物として市町村が処理するプラスチックごみにつきましては、道では集計を行っておりませんが、容器リサイクル法に基づき、市町村からの委託を受け、再生利用を目的に廃プラスチック類を回収している日本容器包装リサイクル協会によりますと、平成29年度に、道内の市町村が収集したPETボトル、白色トレイなどのプラスチックは全道で約6万8千トンとなっているところであります。</p> <p><b>（循環型社会推進課長）</b></p> <p>受け入れ制限の影響等についてであります。産廃として排出される廃プラスチック類の取扱いについて、廃棄物処理事業者団体や農業団体に聞き取りを行ったところ、道内においては、熱利用やセメント原料として利用されるなど、処理のスキームが既に構築されていることから、現状では、中国の輸入禁止措置に伴う影響等は特に生じていないと伺っているところであります。</p> <p>また、一般廃棄物として排出されるプラスチックごみの取扱いにつきましては、現在、各市町村に対し、調査を実施しておりますが、これにつきましても、日本容器包装リサイクル協会への委託により、国内処理が滞ることなく行われてい</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 海洋プラスチック憲章の意義等について</p> <p>北海道では今のところそうした影響は見受けられないということですが、やはりこれ世界の流れとして、全体量を減らしていく方向に舵を切ることが大変必要になってくることだと思います。</p> <p>海洋プラスチック汚染が世界的な問題となっている中、今年6月G7のシャルルボア・サミットで自国でのプラスチック規制強化を進める「海洋プラスチック憲章」にイギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ5か国とEUが署名をしましたが、日本は産業界との調整ができていないという理由で署名しなかったために、失望が広がっているわけです。これらの国ではプラスチックの製造・使用・廃棄のそれぞれの段階で、大きなエネルギー損失があり、地球環境や人間への健康被害の脅威となることが明確に意識をされています。この憲章の意義については、道としてはどのような認識をお持ちでしょうか。</p> <p>(四) マイクロプラスチックによる人体や健康、環境への影響について</p> <p>安倍政権はいろいろ言い訳してはいますが、遅れているんですよ、認識の持ち方が。この削減に踏み込まない。日常生活にもう影響が出ているわけですから、会議を優先させるようなことがあってはならないと考えるわけです。</p> <p>そこで、マイクロプラスチックにはどのようなものがあるか、なかなか知られていないことがあります。</p> <p>また、海外の一部の国では、人体に影響を与えるリスクがあるため、マイクロプラスチックを含有するパーソナルケア製品の製造や販売が規制をされています。私は、マイクロプラスチックを含有する商品というのは、その旨を表示して、消費者がきちっと選択をできる、そうしたことが必要だというふうに思いますし、まず消費者に知らせるべきだと考えます。</p> <p>マイクロプラスチックは、どのような経過を経て人体や健康、環境に影響をもたらす、その内容はどのようなものになっているのか伺います。</p> <p>(五) マイクロプラスチックによる道内の環境汚染について</p> <p>洗顔料や歯磨き粉などということで、直接人体に関わるものに使われているということを知りました。スクラブにも入っているということで驚いたわけですが、世界の海で、マイクロプラスチック汚染が問題となっておりまして、東京理科大学と愛媛大学のチームによる全国29河川の調査で、レジ袋や発泡スチロールの容器由来とみられるマイクロプラスチックが検出されました。道内では豊富町を流れる下エベコロバツ川でも水1立方メートル中に1.2個が検出をさ</p>	<p>ることから、これまで、処理に支障が生じた旨の回答はございませんが、当協会以外の事業者等を通じて、海外への輸出を行っている市町村も有り得ることから、今回の調査などを通じて、引き続き、状況把握に努めてまいります。</p> <p>(環境局長)</p> <p>海洋プラスチック憲章についてでございますが、本年6月の主要7カ国首脳会議G7で、カナダなど5カ国は、2020年までに可能な限りマイクロビーズの使用を削減することや、2030年までにプラスチック包装の55パーセントをリサイクルすると言った方向性や目標を内容として、各国に対し、プラスチックの循環資源的管理を促す「海洋プラスチック憲章」を承認をしたところであります。</p> <p>国におきましては、海洋プラスチック憲章の目指す方向性は共有をするものの、具体的な使用量の削減方策など、その実現に当たり国民生活等への影響を慎重に検討、精査する必要があることから今回、憲章への参加を見送ることとしたと承知してございますが、道といたしましては、国が、来年6月の20カ国地域首脳会議G20までに、憲章の内容を取り込んだ「プラスチック資源循環戦略」を策定するとの情報もございまして、国、の戦略の検討状況に注視をいたしますとともに、今後とも、漂流・漂着物対策を通じて、海洋プラスチックごみの発生抑制に市町村とともに取り組んでまいります。</p> <p>(循環型社会推進課長)</p> <p>マイクロプラスチックについてでございますが、マイクロプラスチックは、大きさが5ミリメートル以下の微細なプラスチック粒子を指し、マイクロサイズで製造され、洗顔料、歯磨き粉等に添加・利用されるものと、自然環境中でプラスチックが破碎、細分化され、マイクロサイズになったものがあります。</p> <p>また、マイクロプラスチックは、自然界で分解されず、それに含有、吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれる等、生態系に及ぼす影響が懸念されており、海洋に流出したマイクロプラスチックごみが、近年、特に、世界的な問題となっているものと承知しております。</p> <p>(循環型社会推進課長)</p> <p>道の取組等についてでございますが、マイクロプラスチックは、海洋の生態系に及ぼす影響が懸念されており、可能な限り陸域からの流出を防ぐことが重要と認識しております。</p> <p>そのため、道では、これまででも、海ごみ・ポイ捨ての防止をテーマにしたシンポジウムの開催、ごみの散乱防止に関するポスター、標語の募集を行うなど、広く道民に対して普及啓発に努めてきたほか、海辺環境の保全のため、国の「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用して、市町村とともに、</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>れたわけですが。実際に河川にも流出していることの表れだと思えます。マイクロプラスチックによる環境汚染について、道の認識や取組について伺います。</p> <p><b>(六) プラスチックごみの減量の取組み強化について</b></p> <p>総量を減らしていくことがどうしても必要になるのだと思えます。対策にも限界がありますので。</p> <p>そこで日本ではプラごみを7割も焼却していると言われておりまして、環境負荷が大きく、その姿勢が問われているわけですが。政府としてもプラスチックを製造しないこと、製造者責任はもちろん、プラスチックごみを抜本的に減らす必要がありますし、消費者自身もそうした商品を選ばないということを普及していくことが必要だと考えます。G7の前に、自治体としても、生産、流通、回収の過程をシームレスに網羅して、つくらない、使わない、受け取らないことを促進することが必要になってきています。消費者にどのように伝え、啓蒙し、対策をとっていかうとしているのか、部長の見解を伺いたいと思えます。</p> <p>部長からの答弁をいただきましたけれども、レジ袋をお断りしても、個包装でもプラスチックが使われている。ですから、これからはプラスチックから生物由来の製品に変えていく研究などを含めて、ビジネスチャンスにしていくことも必要だと思えます。ペットボトルの水からも産地によってはマイクロプラスチックが検出されているという事態が生じています。</p> <p>そこで水道事業について、次に伺ってまいります。</p>	<p>漂流・漂着ごみ対策を進めてきたところであります。</p> <p><b>(環境生活部長)</b></p> <p>プラスチックごみの減量策等についてでございますが、プラスチックごみの排出抑制ですとかリサイクルということは環境への負荷の少ない循環型社会の形成に寄与する大変重要な取組であると思っております。</p> <p>このため、道におきましては、これまでも、3Rを意識した循環型のライフスタイル・ビジネススタイルの定着に向けまして、官民が連携したレジ袋の削減や廃棄物の発生・排出抑制の取組に貢献した事業所への表彰といったことに取り組みますとともに、それらの情報を道のホームページですとか各種メディアなどを通じて、道民に広く周知してきています。</p> <p>現在、国におきましては、地球規模での資源や受入可能な廃棄物容量の制約、海洋プラスチック問題などに対応するため、「プラスチック資源循環戦略」の策定に取り組んでおりまして、道といたしましては、こうした国の動向を注視しつつ、本道の豊かな自然と優れた環境を保全し、持続可能な循環型社会の形成に向けまして、引き続き取り組んでまいります。</p>